冬の支援制度とご協力のお願い

◉地域ぐるみで歩道の除雪を

小学校周辺の歩道は除雪しますが、時間がかかる場合やそれ以外の歩道、除雪機が入れない場所は、地域ぐるみでの除雪にご協力をお願いします。

◉消火栓・防火水槽の除雪を

万一の使用に備え、お近くの消火栓・防火水槽の除雪にご協力をお願いします

地域向け支援

地域の除雪活動を支援します

問建設課（市役所1階）☎88－8107

地区や自主防災組織が、地区内の生活道路を除雪する場合に助成金を交付します。

事前申請▶12月19日㈮

除雪する路線延長	助成金額
50m以下	6,000円
51 ～ 100m以下	1万2,000円
101 ～ 300m以下	1万8,000円
301m以上	2万4,000円

除雪機を貸し出します

問総務課（市役所２階）☎88－8125

区内の生活道路、歩道などを除雪する場合に地区に除雪機を貸し出します。

除雪が困難な世帯の玄関先などにもご活用ください。

貸出対象▶区長
貸出期間▶１回につき30日以内
貸出費用▶無料（燃料などは区負担）

全世帯向け支援

雪捨て場は九頭竜川「立石線つきあたり」

問建設課（市役所1階）☎88－8107

屋根や宅地の雪を捨てる場合にご利用ください。

なお、開設は常時ではなく、積雪の状況により実施します。市ホームページでご確認ください。

市ホームページ

除雪作業員のご紹介

問総務課（市役所2階）　☎88－8125

除雪作業（主に雪下ろし作業）を有料で行う作業員を市ホームページで紹介しています。

参考単価（1人あたり）　4,730円/時間（税込）

除雪作業員募集中

作業員一覧や登録申請など詳細はこちら

高齢者世帯への支援

除雪関係以外の支援制度は11ページ

屋根雪下ろし費用を助成

問健康体育課（すこやか）☎87－0888

※助成を受けるには事前登録が必要です

対　象▶65歳以上の高齢者世帯、母子世帯などで、要援護者として市の名簿（以下、福祉票）に登録され、市が定める対象要件に該当する方

助成金▶1回1万円

※一冬期間2回以内、地区によっては4回以内

※雪下ろし前後の写真（日付入り）および領収書の添付が必要

相談先▶地区の民生委員

玄関前の除雪を手助け

問健康体育課（すこやか）☎87－0888

※助成を受けるには事前登録が必要です

対　象▶65歳以上の高齢者世帯で、福祉票に登録され、要介護認定を受けた方がいる世帯

費　用▶1回（1時間）300円※一冬期間6回以内

相談先▶健康体育課

地域ぐるみ雪下ろし支援事業　除雪作業員　募集中

作業員一覧や登録申請など詳細はこちら

命を守る“安全除雪”のポイント

屋根からの転落や落雪の直撃、水路への転落、除雪機への巻き込まれなどの事故に合わないため、安全対策を徹底してください。

1. 1人で作業を行わない
2. 命綱とヘルメットは必ず着ける
3. 長靴は荒縄などで滑り止めの工夫をする
4. はしごはしっかり固定
5. 軽くて雪が付着しにくい除雪道具を選ぶ
6. 屋根雪は滑りやすいザラメ雪に注意して全部取らず、20 ～ 30cmの厚さは残しましょう
7. 無理な体勢の作業は避ける
8. 雪がゆるむ晴れの日は特に注意
9. 作業を始めた直後と疲れた時は特に慎重に
10. 十分に休憩をとり、こまめに水分補給を
11. 携帯電話を持って作業
12. 除雪機の雪詰まりは、必ずエンジンを切ってから
13. 命綱の確認と、除雪機の手入れは小まめに